

西海市教育委員会（令和6年第7回定例会）会議録

期 日：令和6年7月24日（水） 午後2時開会

場 所：西海市役所 本館3階委員会室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第7回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第1回社会教育委員会

第74回社会を明るくする運動啓発パレード出発式

第58回大瀬戸ペーロン大会

スポーツ推進審議会

市内高校・中学・市教委合同協議会

第2回長崎県都市教育長協議会

令和6年長崎県産業教育振興会第76回理事会及び第71回総会

5. 議事

日程第1「議案第61号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第61号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第61号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」です。本議案の提案理由ですが、役員改選により欠員が生じたので、西海市公民館の設置及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては令和6年7月1日から令和7年5月31日までの残任期間とするものです。なお、参考条文につきましては、議案書の1ページ下段から2ページにかけて記載をしております。今回、運営審議会委員が変更となる方につきましては議案書の5ページを見ていただいでよろしいでしょうか。議案書5ページ、瀬戸地区公民館の運営審議委員になります48番の益田委員から谷川委員に変更となるというものです。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第61号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第61号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第61号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第62号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第62号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第62号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、本議案につきましては、令和6年7月31日で委員の任期が満了となるので、スポーツ基本法第31条及び西海市スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までとするものです。参考条文につきましては、1ページ下段のほうに記載をしております。

裏面2ページをお開きになっていただいでよろしいでしょうか。今回のスポーツ推進審議会委員ですが、全て、現在の委員の皆様を引き続きお願いをするという内容になっております。なお、委員の任期につきましては、先ほど、提案理由の中で説明したように令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間とするものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第62号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第62号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「報告第2号 西海市スポーツ推進審議会への諮問について」

日程第4「報告第3号 西海市スポーツ推進審議会の建議について」

○教育長

日程第3「報告第2号」及び日程第4「報告第3号」については、関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、日程第3「報告第2号 西海市スポーツ推進審議会への諮問について」及び日程第4「報告第3号 西海市スポーツ推進審議会の建議について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

提案理由の説明につきましては、それぞれの報告ごとに行わさせていただきたいと思っております。まず、「報告第2号 西海市スポーツ推進審議会への諮問について」になります。本報告についての提案理由ですが、西海市スポーツ推進審議会への諮問につきまして、西

海市教育委員会教育長事務委任規則の規定に基づき、西海市スポーツ推進審議会への諮問について、別紙のとおり臨時代理により処理をさせていただいております。これを報告し承認を求めるものです。参考条文につきましては、1 ページ下段のほうに記載しております。

具体的な諮問の内容に移りたいと思います。2 ページにつきましては、臨時代理の処分書になりますので、ご確認を頂きたいと思います。その中で参考条文として西海市スポーツ推進審議会条例の抜粋を載せております。このスポーツ推進審議会については、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、教育委員会へ建議するという内容になっております。

(1) から (6) まだが所掌事務になりますが、その中の (1) スポーツに関する施設及び設備に関すること。これについて調査審議を行っていただき、建議するという内容で諮問をいたしているところです。

次に3 ページをご覧になっていただきたいと思います。具体的な諮問の内容になります。先ほど教育長の報告の中で7月10日に諮問を行ったということで報告があったかと思うのですが、具体的に諮問の処理については、6月28日に実施させていただいております。7月10日に実際、審議会の会議が開催された折に教育長から諮問を行っていただいたということでご理解をしていただきたいと思います。

件名につきましては、西海スポーツガーデンテニスコートの移設先について諮問しております。理由については、中段のほうに記載をしておりますが、理由を要約させていただきますと、防災食育施設の整備を市のほうで計画をしております。この事業を推進するに当たって、テニスコートの移設が必須となっているところです。体育施設、市が設置をしている体育施設のテニスコートの現在の整備状況や、利用者数、本市における望ましい施設の在り方等を踏まえ、引き続き、児童生徒や市民のスポーツ活動を継続できるよう、移転候補地を示す必要があるため、諮問を行ったというふうな形になります。

具体的な検討事項ですが、下段のほうに記載をしております。西海スポーツガーデンテニスコートの移設について、(1) 移設候補地に関すること、(2) その他、西海スポーツガーデンテニスコートの移設に関し必要なことに関すること。こういった内容を諮問させていただいたというふうな形になります。

次に報告第3号をご覧になっていただきたいと思います。西海市スポーツ推進審議会の建議についてとなります。本報告の提案理由ですが、先ほどご説明しました令和6年6月28日付で西海市スポーツ推進審議会へ諮問した西海スポーツガーデンテニスコートの移設先について、令和6年7月11日に建議を受けたので、その内容を報告するものとなっております。

次のページをお開きください。2 ページにつきましては、審議会からの具体的なその建議の文章になります。西海スポーツガーデンテニスコートの移設について(建議)令和6年6月28日付6西海社ス第123号で諮問がありましたことについて、下記のとおり建議します。西海スポーツガーデンテニスコートの移設について、本審議会で審議をした結果、西海スポーツガーデン敷地内への移設が望ましいと考えます。なお、移設先の最終決定については、各候補地の概算工事費を算出後に費用対効果など総合的に判断し決定して頂きたいという建議を受けたところです。

具体的な、スポーツ推進審議会での審議内容につきましては、これから社会教育課長か

ら説明をさせていただきたいと思います。

○社会教育課長

はい。それでは私のほうから、スポーツ推進審議会での審議についてご説明をさせていただきたいと思っております。今、教育次長のほうからお話ありました報告第3号の3ページ目でございます。市内の管内図がございます。こちらのほうをご覧頂きたいと思っております。こちらのほうが赤色で示しておりますのが、今、現在、テニスコートとして活用している地域の4か所、それと青色で示しているところが移転候補地として挙げておられる3箇所になります。

この中でのご説明をさせていただきました審議内容、審議の中身としまして、委員さんからのご質問等々が主にあった点についてご説明をしたいと思っております。まず、実際今現在利用されている利用団体のテニス協会さんとか、ソフトテニス協会の方々の委員さんや会員さん方のご意見はどうかというようなご意見が出ました。6月の段階で各協会の方々から要望書として、このテニスコートの移転について要望書が出されておりました。その中身として、可能であれば、今の現在地であるスポーツガーデン内での移設を希望するという部分であります。近隣地域での候補地として選定できないかというようなご意見もありましたので、私どものほうでも、協会の方へヒアリングを行いまして、実際のところ、聞いた上で回答をさせていただいたところでは、やはり交通の利便性でありますとかですね、参加される方の利便性も含めて、やはり、市の中心部といいますか、真ん中にあるところもあり、そういったところを踏まえると、やはり、現地での移設が望ましいというようなご意見がありましたというようなところで審議会の中で、お話をさせていただきました。

その中で、一応この資料の中にも写真つきです、それぞれ7ページ、8ページ、9ページとそれぞれ3候補地の写真を載せておりますけれども、これも含めてご覧頂きました。西海スポーツガーデンにつきましては、7ページに記載しておりますが、実際、今グラウンドの奥の部分ですね。道路側ではなく奥の部分の方法で若干空いている土地が若干ありますので、そちらでの検討をしておるところでございます。確かに今ここで示しますとおり2面での移設ということで、計画しておるところですが、実際今見ていただければ分かりますとおり、若干の空きスペースもございますので、あと事業費との絡みもございまして、審議会の中でも、3面程度のコートが整備できないかとかつというようなご意見も確かに頂いたところがございます。

それを踏まえまして、今回の報告の分につきましては、西海中学校、あと西海町の元旧庁舎跡地の利用についても、ご検討させていただきましたけれども、やはり、実際の学校施設と社会体育施設との併合いたしますと、学校の授業の問題でありますとか、その括りの問題等々課題がたくさんございます。また旧庁舎の跡地につきましては、解体工事後の建設となりますので、実際のテニス利用者の方々が利用できない期間が長期化するという恐れもあるというところも踏まえまして、お話をさせていただいたところでは、

各委員さんからは、確かに面数につきましては、2面ではなく3面ではどうかというようなお話もありましたので、今後設計をする中で事業費も含めまして、経済性など様々な検討した上で決定していきたいということで回答しておるところでございます。また、今後の予定としましては先ほど申し上げましたとおり、設計費用を予算計上しておりますの

で、それを早急に執行できるように、現在、積算をしておるところでございます。今後、設計に当たりたいというふうに考えておるところでございます。私の方から以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第2号及び報告第3号の説明がありました。質疑はありませんか。北島委員どうぞ。

○北島委員

資料の6ページのところでですね。これについては屋根付き屋根なしも今後検討されるということですかね。現在は、まだやれないですよ。確か。

○社会教育課長

はい。申し訳ございません。北島委員からご質問がありましたとおり、協会のほうからはですね、要望の中に屋根つきというようなところもございました。確かに、現在、屋根つきのテニスコートというのは市内にございません。それにつきましても、実際設計をする中で、事業費との兼ね合いを含めまして、検討させていただきたいというふうに考えております。ただし、県内各市町ですね、テニスコートの方を、ちょっと若干調べさせていただきました。確かに長崎市内には、特に大きいテニスコートが7、8面あるところがございますけれども、このような1面での屋根つきのあるテニスコートというのが市町にはないという現状がございますので、ただし、設計の中で検討させていただきたいというふうには考えております。

○教育長

ほかに、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

よって「報告第2号 西海市スポーツ推進審議会への諮問について」及び「報告第3号 西海市スポーツ推進審議会の建議について」は、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：8月27日（火）午前9時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時23分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 _____

教育委員 _____

職 員 _____